

公益財団法人中央果実協会業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人中央果実協会（以下「本会」という。）が行う業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、農林水産省その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

(業務)

第3条 本会は、定款第4条第1項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、果樹農業好循環形成総合対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、果樹農業好循環形成総合対策実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 果振法第4条の4第2号に規定する都道府県法人（以下「都道府県法人」という。）に対する出資
- (2) 都道府県法人が行う果実計画生産確認事業に必要な資金の造成に対する補助
- (3) 緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (4) 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業の実施
- (5) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が必要と認める業務
- (6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務

2 本会は、定款第4条第2項に基づく業務として、外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2361号農林水産事務次官依命通知。以下「連携要綱」という。）、外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2362号・27政統第425号農林水産省生産局長、政策統括官連名通知。以下「連携要領」という。）に基づき、国産青果物（野菜及び果実）の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等との連携により、国産青果物を原料とした新商品の開発を推進する取組等を支援する業務を行う。

第2章 資産の管理等

(管理費等の支弁の方法)

第4条 本会の管理費には、定款第45条で定める収支予算において損失補てん等準備金を充てることができるものとする。

第3章 出資

(出資の方法)

第5条 本会は、都道府県法人に対して出資することができる。

2 本会は、都道府県法人から前項の出資金の交付申請があった場合において、その内容が適切であると認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

(出資の際に附する条件)

第6条 本会は、前条第2項の交付の決定を行う場合には、次の条件を附するものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、要綱、要領及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) 出資金の交付を受けたときは、出資金の全額を他の財産と区分して適正に管理しなければならないこと。
- (3) 当該出資金の交付を受けた会計年度の翌会計年度の4月5日までに出資金等造成事業実績報告書を本会に提出しなければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本会の理事長が出資金の交付の目的を達成するために必要と認める要件

(出資金の総額)

第7条 本会からの一の都道府県法人に対する出資金の総額は、予算の範囲内で、当該都道府県法人の会員のうち本会以外の会員が出資した総額に相当する額を限度とする。

2 本会は、前項の出資を2事業年度に分割して行うものとする。

(出資金の返れい)

第8条 本会は、次の各号に掲げる場合には、生産局長と協議の上、出資金の全部又は一部を返れいさせることができる。

- (1) 都道府県法人が第6条の規定に違反したと認められる場合
- (2) 都道府県法人が要綱に掲げる事業を実施しなくなると認められる場合
- (3) 前各号に定める場合のほか、本会が出資していることが適切でないと認められるに至った場合

(加算金)

第9条 本会は、前条第1号の場合に該当するものとして、都道府県法人に対し出資金の返れいを命じた場合には、その命令に係る出資金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該出資金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

第4章 果実需給安定対策

(推進指導)

第10条 本会は、要綱第2の果実需給安定対策について、生産局長から適正生産出荷見通しの通知があった場合及び全国の段階に設置された生産出荷団体の代表等で構成する果実生産出荷安定協議会（以下「全果協」という。）から全国生産出荷目標の通知があった場合には、速やかに都道府県法人に通知するものとする。

2 本会は、前項のほか、全国の計画的生産出荷の取組の実施状況の把握及び指導の推進に努めるとともに、関係機関に対し、本対策の適切な実施に必要な情報の提供を行うものとする。

第5章 交付準備金の造成に対する補助

第1節 総則

(交付準備金の造成に対する補助)

第11条 本会は、都道府県法人が行う果実計画生産確認事業に必要な資金（以下「交付準備金」という。）の造成につき補助する。

2 本会は、前項の補助金の交付を受けようとする都道府県法人から要綱第2の6の(1)のウの果実計画生産推進基本計画（以下「基本計画」という。）の提出があった場合において、次の要件をみたすときは、速やかにこれを承認するものとする。基本計画を変更する場合も同様とする。

(1) 本会の事業計画に即していること。

(2) 第12章の業務実施方針及び業務実施規程に即していること。

3 本会は、前項の承認を行ったときは、その旨を生産局長に報告するものとする。

4 本会は、都道府県法人から第1項の補助金の交付申請があった場合において、申請の内容が次の要件をみたすときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

(1) 基本計画に即していること。

(2) 実施に必要な負担金等の納付が行われていること、又は納付が確実と見込まれることを証する書類が添付されていること。

5 本会は、前項の規定により、補助金の交付の決定を行ったときは、生産局長に報告するものとする。

(補助金交付の際に附する条件)

第12条 本会は、前条第4項の交付の決定をする場合には、次の条件を附するものとする。

- (1) 適正化法、施行令、規則、要綱、要領及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) 交付準備金造成費補助金の交付を受けた場合は、速やかに交付準備金の口座に繰り入れなければならないこと。
- (3) 交付準備金を造成した実績を、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月5日までに本会に報告しなければならないこと。
- (4) 補給金を交付した実績を、事業実施期間及び業務対象年間の終了後速やかに本会に提出しなければならないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件

(補助金の返還)

第13条 本会は、都道府県法人が、交付された補助金の扱いに関し前条第1号の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯した場合には、生産局長と協議の上、当該都道府県法人に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金)

第14条 本会は、前条に基づき都道府県法人に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

(交付準備金の運用益の使途)

第15条 本会は、都道府県法人から交付準備金の運用により生じた利益の使途について協議を受けた場合、適正と認められるときは、これを承認する。

第2節 果実計画生産確認事業

(事業の内容)

第16条 果実計画生産確認事業は、都道府県法人が、うんしゅうみかん及びりんご（以下「指定果実」という。）の計画的生産出荷を促進するため、次に掲げる措置を講ずる指定果実出荷事業者に対し補給金を交付する事業とする。

- (1) 計画的生産出荷の指導
- (2) 要綱第2の4の(2)のアに該当して、うんしゅうみかんについての生産出荷安定指針又はりんごについての生産出荷指導指針が策定された場合の計画的生産の促進

(補助金の額)

第17条 本会が都道府県法人の資金造成に対して交付する補助金の額は、当該都道府県法人が補給金の交付に充てるために本会以外の者からの負担金及び補助金により造成した資金の額と、第12章に規定する業務実施方針及び業務実施規程（その実施細則を含む。）に定めるところによる限度額とのいずれか低い額を限度とする

(補給金の対象経費等)

第18条 補給金の対象経費については、実施細則で定める。

(業務方法書)

第19条 本会は、都道府県法人からこの事業の実施に係る業務方法書の届け出を受けた場合において、次に掲げる事項が適正に定められているときは、これを受理するものとする。

- (1) 果実計画生産推進基本計画に関する事項
- (2) 果実計画生産推進計画に関する事項
- (3) 負担金の納付に関する事項
- (4) 果実計画生産推進資金の区分経理に関する事項
- (5) 補給金の交付に関する事項
- (6) その他この事業の実施に必要な事項

第6章 事業の実施に対する補助等

第1節 総則

(事業の実施に対する補助等)

第20条 本会は、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業、その他生産局長が定める事業を実施する者又はこれらの者に対して補助する都道府県法人又は本会が認める者に対して補助する。

- 2 前項の事業を実施しようとする者は、要綱の定めるところにより、事業実施計画を本会、都道府県法人又は本会が認める者に提出するものとする。本会は、提出された計画（都道府県法人又は本会が認める者に提出されて本会に協議された事業実施計画を含む。）が、本会の事業計画に即したものであると認められるときは、生産局長と協議の上、これを承認するものとする。
- 3 本会は、自ら第1項の事業を実施しようとするときは、事業実施計画について生産局長と協議するものとする。
- 4 前2項の規定は、事業実施計画を変更する場合について準用する。

(規定の準用)

第21条 第11条から第14条までの規定は、本章の補助に準用する。

(事業の内容等)

第22条 第20条第1項に掲げる事業の内容等は、次節から第10節まで、第7章、第8章及び第10章に規定するとおりとし、補助対象経費、補助率等については、実施細則で定めるものとする。

(事業実績の報告)

第23条 本会は、事業終了後、事業の実施者から直接又は都道府県法人等を通じて提出される事業の実績の報告及び自ら実施した事業の実績の報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第24条 果樹経営支援対策事業(以下第2節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(要領第2の1の(1)のアの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。)に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、都道府県法人等(都道府県法人及び都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては都道府県農業協同組合連合会その他の本会が本事業を適切に実施できると認める団体。以下第2節、第3節、第4節及び第13章において「都道府県法人等」という。)とする。

(支援対象となる担い手)

第25条 要領第2の1の(1)のイの表(1)の支援対象者の欄の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果振法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(本会が特認する支援対象者)

第26条 要領第2の1の(1)のイの表(1)の支援対象者の欄の④の「要綱第3の1の事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地に係る取組を行うと本会が認める者をいうものとする。

2 要領第2の1の(1)のイの表(2)の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと本会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第27条 整備事業(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄(1)の取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄(1)

のアの改植又は高接の取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(要領第2の1の(1)のイ又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植(ただし第3節を除く。)とみなす。

イ 優良品目・品種への転換の高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

ウ うんしゅうみかんの早生種及び極早生種を転換先とする場合は、転換元をうんしゅうみかんの早生種及び極早生種に限るものとする。また、原則として、早生種から極早生種への転換は対象としない。

エ 転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、りんごのわい化栽培その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など実施細則に定める場合にあってはこの限りではない。

オ 転換後の果樹園は、当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度で植栽するものとする。

カ 補植改植を行う場合にあっては、既存樹の伐採までの間、既存樹の整枝等を適切に行うものとするとともに、植栽の翌々年度までに既存樹を伐採するものとする。

(2) 小規模園地整備(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 小規模園地整備の園内道の整備は、園内作業道であって、舗装等を施し、スピードスプレヤー、軽トラック、多目的作業車、小型運搬車等の省力化機械の導入が可能な道路を整備するものとする。

イ 園内道の整備については、かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農蚕園芸局長通知)に準じて行うものとする。この場合、農作業上の安全性の確保に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画及び設計するものとする。

ウ 小規模園地整備を行う場合は、事業実施地区全体の土地基盤整備の計画等他の計画に留意しつつ、事前に市町村の関係部署及び関係機関と十分な調整を行うものとする。

(3) 廃園(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めるものとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生

の恐れがある場合には裸地としないこと。

イ 間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。

(4) 用水・かん水施設の整備（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

(5) 本会特認事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により本会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、廃園面積の範囲の中で行う果樹の植栽（以下「特認植栽」という。）

ウ 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備の整備

エ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、産地において普及すべき品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で行う植栽（以下「新植」という。）

(推進事業)

第28条 推進事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のアの取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあっせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 果実供給力維持対策は、産地の果実供給力を維持・強化するため、産地の情報を収集するとともに補完調査を実施し、その結果を分析・整理することにより、将来を見据えた基盤整備のあり方、機械化対応等の樹形の変更、優良品目・品種への切り替え、新技術の導入・普及、後継者の育成・確保の方策等を検討し、産地の果実供給力を維持・強化するための対策として取りまとめるものとする。

イ 園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な品質の管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。

ウ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

(3) 大苗育苗ほの設置（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための大苗

育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。

イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。

ウ 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。

(4) 新技術等の導入・普及支援(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のエの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 新技術等の導入・普及支援は、生産現場において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術の導入のための実証及び定着・標準化のための技術研修会・講習会、異分野とのマッチングに向けた取組を行うものとする。さらに、ICT機器等については、産地の技術革新に向け、当該機器を活用した異分野の新技術の実証を行う場合に導入するものとする。

イ 実証ほ等の規模は、当該技術の技術的・経営的検討を行うために必要な最小限の規模とする。

(5) 販路開拓・ブランド化の推進強化(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のオの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 販路開拓・ブランドの推進強化は、今後振興すべき優良品目・品種を対象として、品質基準の設定等を通じた全国ブランドの構築を含め、ブランド化(他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されることをいう。以下同じ。)の推進強化を図り、販路開拓を行うための調査、展示会等の活動を行うものとする。

イ 販路開拓・ブランド化の推進強化は、産地計画に基づき、将来を見通した流通販売戦略を基本として行うものとする。

ウ 販路開拓・ブランド化の推進強化のために必要となる測定機器等の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のカの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 輸出用果実の生産・流通体系の実証は、輸出先国及び地域の残留農薬基準や検疫措置等の輸入条件に適合した果実を生産・流通するための実証試験の実施、モデル防除暦の作成、病虫害防除研修会の開催、輸出専用園地の設置、GAP・トレーサビリティ手法の導入等を行うものとする。

イ 実証ほの規模は、当該技術の検討を行うために必要な最小限の規模とする。

(7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のキの取組をいう。以下同じ。)は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「産地経営キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

(関係機関等との調整)

第29条 推進事業を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

(推進指導体制等)

第30条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 要綱第3の1の(6)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、都道府県法人等は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 要綱第3の1の(6)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 特に、定額の事業にあつては、正確な面積の把握に、定率事業にあつては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする。
- (4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があつた場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。

なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。

- (5) 要領第2の1の(5)により支援対象者からチェックシートの提出があつた場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
- (6) 産地パワーアップ事業(産地パワーアップ事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知)に定める事業をいう。以下同じ。)が実施されるに際し、本会は、基金管理団体(産地パワーアップ事業の基金管理団体をいう。)に対し、必要に応じて助言等を行うものとする。また、都道府県法人等は、都道府県に対し、必要な助言等を行うよう努めるものとする。

(整備事業の対象果樹園の要件)

第31条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

- (1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、廃園を行う果樹園については、この限りではない。
- (2) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあつては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹園、又は、新植を行う土地、移動改植先の土地、廃園見合いの改植先の土地にあつてはこの限りではない。
- (3) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにするを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者(地

方公共団体を含む。)との間において整った果樹園でないこと。

(整備事業実施の要件)

第32条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 要領第2の1の(2)のア及びイに掲げる要件。ただし、実施細則に定める場合にあつてはイに掲げる要件については、この限りではない。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること(廃園の取組を除く)。
 - ア 担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地(特認植栽の改植先及び新植の場合に限る。)であること。
 - イ 農地中間管理機構が保全管理している土地であること。
 - ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体(要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として本会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。)が改植を実施する場合にあつては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3) 改植、高接、廃園、土壌土層改良、特認植栽又は新植を実施する場合にあつては実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。ただし、自然災害による被害を受けた場合の改植にあつては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。
- (4) 改植のうち補植改植を実施する場合にあつては、次の全ての要件をみたしていること。
 - ア 都道府県の栽培指針等により、対象としようとする品種又は当該品種が属する品目について、補植改植の方法や通常の収穫をあげうるものであることが示されていること。
 - イ 産地計画において補植改植の対象とする品種として記載されていること。
- (5) 新植を実施する場合にあつては、次の全ての要件をみたしていること。ただし、実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。
 - ア 種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が概ね10年以内の品種(実施細則に定める優良系統を含む。)であつて、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。
 - イ 新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないこと。
- (6) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水施設の整備、及び特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあつては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。
- (7) 廃園を実施する場合にあつては、産地計画に定める産地の範囲内における廃園面積と同等以上の面積の果樹園が、原則として廃園の実施年度の翌年度までに、産地内(同一都道府県内の他の産地協議会との間で調整を行う場合にあつては調整先の産地内を含む。)の担い手に集積されることが確実であること。ただし、極早生うんしゅうみかんを植栽してある果樹園を廃園する場合にあつては、この限りではない。
- (8) 極早生うんしゅうみかんを植栽してある果樹園を廃園する場合にあつては、当該品種が産地計画に廃園の対象である旨、位置づけられていること。
- (9) 土壌土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壌土層の物理的な改良、面的

な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として重機を用いた土木工事であること。

(10) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 国の補助事業による整備が困難であること。

イ 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。

ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(推進事業実施の要件)

第33条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 事業を実施する地域が要領第2の1の(2)のアに掲げる要件を満たしていること。

(2) 事業の支援を受けようとする者が要領第2の1の(2)のウに掲げる要件を満たしていること。ただし、実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

(3) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。

2 要領第2の1の(2)のエの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは本会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済の加入率が、当該推進事業を実施する者の主たる事務所が所在する都道府県の加入率以上でない場合にあっては、果樹共済の加入率向上を目標として加入推進体制が整備され、加入推進を図るための活動計画や加入目標について関係者の合意形成を行う等により加入率向上のための取組が行われているものとする。

(整備事業の実施計画の手続き)

第34条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により整備事業に係る果樹経営支援対策事業整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。

(2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、整備事業実施計画と併せて産地協議会に提出する。

(3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、第43条により当該整備事業実施計画について事前確認を行うものとする

(4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表を添付して、整備事業実施計画を都道府県法人等に提出する。

(5) 都道府県法人等は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、本会と協議するものとする。なお、この場合において、本会特認事業、本会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。

(6) 本会は、前号の都道府県総括表(本会特認事業、本会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を含む。)の提出があり、本会の事業計画に即していると認められる場合は、必要に応じ事業規模等について都道府県法人等と調整した上で、都道府県総括表の協議について

の回答又は本会特認事業若しくは本会特認団体についての承認を行うものとする。

- (7) 本会は、前号の回答又は承認をしたときは、速やかに都道府県法人等に通知するとともに、生産局長に報告するものとする。
- (8) 都道府県法人等は、前号の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。
- (9) 生産出荷団体は、前号の通知があったときは、速やかに第1号の整備事業支援対象者に通知するものとする。
- (10) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合（農地中間管理機構を含む。）は、産地協議会に整備事業実施計画を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (11) 第5号の知事との協議は、知事への整備事業実施計画の審査事務の依頼をもって代えることができる。
- (12) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。ただし、ウの場合には、第5号から第7号までのうち都道府県法人等と本会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。
 - ア 都道府県総括表の事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
 - イ 都道府県総括表の整備事業に掲げる事業メニューの中止
 - ウ ア及びイの場合以外における、対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増加

（推進事業の実施計画の手続き）

第35条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者（以下「推進事業支援対象者」という。）は、要綱第3の1の(7)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進事業実施計画（以下「推進事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等、本会による承認等の手続きは、前条第5号から第8号及び第11号に準じて行うものとする。
- (4) 都道府県法人等は、前条第8号に準じて推進事業実施計画を承認した後、速やかに産地協議会を経由して第1号の推進事業支援対象者に通知するものとする。
- (5) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないで都道府県法人等に提出することができるものとする。
- (6) 推進事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。
 - ア 事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
 - イ 推進事業に掲げる事業メニューの中止

（本会特認事業及び本会特認団体の精査）

第36条 第34条又は第35条において、本会が、本会特認事業、本会特認団体として承認する場合にあっては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする。

(事業計画提出時の産地計画の添付)

第37条 第34条又は第35条において、産地協議会が都道府県法人等に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあっては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することをもって代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第38条 要綱第3の1の(8)のアの(ア)及び(イ)の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を都道府県法人等に提出するものとする。この場合、支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を經由して提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、前号により支援対象者から交付申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、これを取りまとめて、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により生産出荷団体から交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容が整備事業実施計画、推進事業実施計画等に照らして適正と認められることを確認の上、交付申請書を作成して本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号の補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、生産出荷団体を經由し、又は直接、補助金の交付を受けようとする支援対象者に通知するものとする。
- (6) 第1号から前号までの規定は、交付申請を変更する場合に準用する。

(補助金交付決定と事業の実施)

第39条 本事業を実施する支援対象者は、原則として、前条第5号の補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない事情による場合は、あらかじめ、都道府県法人等にその理由を明記した交付決定前着工届を提出して、交付決定前に着工することができるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、本事業を実施する支援対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(整備事業の施行)

第40条 支援対象者は整備事業を実施するときは、当該事業の内容を明確にした上で、原則として3者以上の入札、又は見積もりを行い、施行業者選定の経緯を明確にして行うものとする。なお、直営施行は可能とする。

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第41条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼補助金支払請求書（以下「実績報告兼支払請求書」という。）に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第44条に定めるところにより、事後確認するものとする。
- (4) 産地協議会は、事後確認後、実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表とともに都道府県法人等に提出するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、実績報告兼支払請求書に添付して速やかに本会に提出するものとする。
- (6) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、予算の範囲内において、速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。
- (7) 都道府県法人等は、前号により本会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、生産出荷団体を經由して、又は直接、整備事業支援対象者に通知するとともに、前号による補助金の交付があった場合は、生産出荷団体を經由して、又は直接、速やかに整備事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (8) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会に実績報告兼支払請求書を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (9) 都道府県法人等は、第5号で作成した都道府県総括表により整備事業の実績報告を知事に行うものとする。
- (10) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ生産局長に報告するものとする。

(推進事業の実績報告及び補助金の交付)

第42条 推進事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、そ

の内容を審査して、予算の範囲内において速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。

- (5) 都道府県法人等は、前号の補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、推進事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (6) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域とするなどの場合においては、産地協議会を経由しないで都道府県法人等に提出することができるものとする。
- (7) 都道府県法人等は、推進事業の実績報告を知事に行うものとする。
- (8) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

(産地協議会による事前確認)

第43条 第34条第3号の産地協議会による事前確認は次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第25条の規定に留意するものとする。
- (2) 第31条の対象果樹園の要件及び第32条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(産地協議会による事後確認)

第44条 第41条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額（要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、改植又は廃園が実施された面積、定率（要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3) 第32条第2号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。
- (4) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第45条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第107条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあつては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第27条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、都道府県法人等に報告するものとする。

2 前項の確認にあつては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて整備事業報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4年後確認については8年後確認まで、8年後確認については確認後5年間保管する

ものとする。

(廃園実施後の確認)

第46条 廃園を実施した産地の産地協議会は、廃園の実施年度の翌々年度に、第32条第7号の要件を満たすことについて確認を行い、都道府県法人等に報告するものとする。

(確認を行う産地協議会)

第47条 第43条から前条の確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産地協議会（整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあっては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会）が行うものとする。ただし、出作地（整備事業実施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園）等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会（産地協議会が設立されていない産地にあっては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。）に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

2 前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第43条から前条までの規定に準じるものとする。

(補助金交付果樹園)

第48条 補助金の交付を受けることができる果樹園は、第44条により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

(補助金の額)

第49条 要領第2の1の(1)のイの表の定額により補助する取組における支援対象者の補助金の額は、原則として、第44条第2号により確認された果樹園の面積（㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。）ごとに、実施細則に定める助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。

(補助金交付事務の委任)

第50条 支援対象者は、第38条、第41条及び第42条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(推進事務費)

第51条 推進事務費（要領第2の1の(1)のウの推進事務費をいう。以下同じ。）の用途の基準等については、実施細則で定めるものとし、交付対象者は都道府県法人等及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2 推進事務費に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

(1) 都道府県法人等の推進事務費

ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする都道府県法人等は、推進事務に係る実施計画（以下、「推進計画」という。）を本会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 本会は、前号の承認をした場合は、速やかに都道府県法人等に通知するものとする。

- ウ 都道府県法人等は、前号の通知を受けたときは、推進事務費に係る補助金交付申請書（以下、「推進事務費交付申請書」という。）を本会に提出するものとする。
- エ 本会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。
- オ 都道府県法人等は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
- カ 本会は、前号により実績報告兼支払請求書の提出があったときは、その内容を審査して、予算の範囲内において速やかに推進事務費に係る補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。
- (2) 産地協議会の推進事務費
- ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする産地協議会は、推進計画を都道府県法人等に提出するものとする。
- イ 都道府県法人等は、前号により産地協議会から提出された推進計画が適切と認められるときは、本会と協議した上で推進計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会に通知するものとする。
- ウ 産地協議会は、前号の通知を受けたときは、推進事務費交付申請書を都道府県法人等に提出するものとする。
- エ 都道府県法人等は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容が推進計画に照らして適正と認められることを確認の上、業務区域内における産地協議会の推進事務費交付申請書を取りまとめて、本会に提出するものとする。
- オ 本会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。
- カ 都道府県法人等は、前号の補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、産地協議会に通知するものとする。
- キ 産地協議会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、都道府県法人等に提出するものとする。
- ク 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、業務区域内における産地協議会の実績報告兼支払請求書を取りまとめて、速やかに本会に提出するものとする。
- ケ 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、予算の範囲内において速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。
- コ 都道府県法人等は、前号の補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会に補助金を交付するものとする。

（本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮）

第52条 本会は、毎年度、予算の範囲内において、政策の重要度に応じて補助金を交付するものとする。この場合、本会は、産地協議会の事業実施計画ごとに、要領第2の1の（7）のア

の規定により政策の重要度の指標に係るポイントを付与し、当該ポイントに応じて算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとする。

2 要領第2の1の(7)のイの規定により本会が生産局長と協議して定める指標及び当該指標ごとに付与すべきポイント等については、実施細則に定めるものとする。

3 産地協議会は、実施細則に定める様式により、第1項に掲げる指標に係るデータを作成し、第34条第4号において、都道府県法人等に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、都道府県法人等は、同条第5号の都道府県法人等から知事及び本会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的に採択するものとする。

(果樹共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化)

第53条 要領第2の1の(6)の規定により事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

(整備事業実施果樹園の継続的・安定的利活用)

第54条 整備事業に係る生産出荷団体は、将来にわたって継続的・安定的に産地内の生産基盤の維持を図る観点から、この事業を実施した果樹園に係る台帳を整備し、当該果樹園の産地内での利活用を図るよう努めるものとする。

(関係様式)

第55条 本事業の手続きに係る様式は、実施細則に定めるもののほか、都道府県法人等がその業務方法書等に定めるものとする。

第3節 果樹未収益期間支援事業

(事業の内容等)

第56条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地の育成を強化するため、支援対象者(要領第2の2の(1)のアの支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要領第2の2の(1)のアの(エ)若しくは(オ)の取組により改植(補植改植を除く。)、特認植栽又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、第24条第2項の実施者とする。

(支援の対象となる取組)

第57条 要領第2の2の(1)のアの(ア)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として本

会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植等に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

（支援対象者の承認等）

第58条 本事業の支援を受けようとする者（要領第2の2の(1)のアの(エ)及び(オ)の支援対象者を除く。以下、第59条及び第60条において同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合を除き、第34条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第34条の手続きと取りまとめて行うものとする。

（補助金の交付の申請）

第59条 要綱第3の2の(6)の補助金交付の申請の手続きは、第38条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第58条に準じて行うものとする。

（支援対象者の確定報告及び補助金の交付）

第60条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第41条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第58条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

（補助金の額）

第61条 支援対象者ごとの補助金の額は、第57条第1号の改植等の園地ごとの面積に、実施細則に定める助成単価及び要領第2の2の(1)のイの支援対象期間の4年間（要領第2の2の(1)のイのただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）を減じた年数。）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

（補助金交付事務の委任）

第62条 支援対象者は、第59条及び第60条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(東日本大震災関連に係る改植に係る手続き)

第63条 要領第2の2の(1)のアの(エ)及び(オ)の取組により改植されたこの事業の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、果樹未収益期間支援事業対象者申告書（以下「申告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、支援対象者から提出された申告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、申告書及び東日本震災交付金実施要綱第6の1の事業実施状況報告等の写しと併せて、果樹未収益期間支援事業対象者協議書兼補助金交付申請書兼補助金支払請求書（以下「未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書」という。）に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から提出された未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書が適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (4) (1)において、支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会に申告書を提出するものとし、この場合、産地協議会が(2)の産地総括表を作成するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、(3)により産地協議会から未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、速やかに本会に提出するものとする。
- (6) 本会は、前号により都道府県法人等から未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、果樹未収益期間対策事業対象者として確認するとともに、補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに補助金を交付するものとする。
- (7) 都道府県法人等は、前号の通知を受けたときは、果樹未収益期間対策事業対象者として承認するとともに、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会及び生産出荷団体、又は産地協議会を経由して、支援対象者に通知するものとする。また、前号による補助金の交付があった場合は、生産出荷団体を経由して、又は直接、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (8) 都道府県法人等は、(5)で作成した都道府県総括表により、実績報告を知事に行うものとする。
- (9) 本会は、(6)で確認した果樹未収益期間支援事業対象者をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

(関係様式)

第64条 本事業の手続きに係る様式は、実施細則に定めるもののほか、都道府県法人等がその業務方法書等に定めるものとする。

第4節 果樹生産性向上モデル確立推進事業

(事業の内容)

第65条 果樹生産性向上モデル確立推進事業は、産地計画を策定している協議会が、農地中間管理機構を活用して園地を集積・集約し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹モ

デル地区」として取り組む場合に、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及を行う事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、第24条第2項の実施者とする。
- 3 前項の事業の取組主体は、産地計画を策定している協議会のうち農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹モデル地区」の取組を実施する産地協議会（以下「果樹モデル地区協議会」という。）とする。

（事業実施計画の承認）

第66条 都道府県法人等は、要綱第3の3の（7）により果樹生産性向上モデル確立事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ知事との協議を了した上で、本会にも協議するものとする。

（補助金の交付及び額等）

- 第67条 本会は、要綱第3の3の（9）のイの補助金の交付申請と要綱第3の3の（7）のアにより承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とし、実証のために行う改植等の補助率は第3節の事業に準ずるものとする。
 - 3 本会は、要綱第3の3の（10）のイにより、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

（事業実施状況の報告等）

第68条 要綱第3の3の（10）の事業実施状況の報告等の手続きは、要領第2の3の（12）に定めるところによるものとする。この場合、要領第2の3の（12）の事業実施主体は、本会が事業実施主体として事業を実施した年度の事業については本会とする。

（事業の評価）

第69条 要綱第3の3の（11）の事業の評価の手続きは、要領第2の3の（13）に定めるところによるものとする。この場合、要領第2の3の（13）の事業実施主体は、本会が事業実施主体として事業を実施した年度の事業については本会とする。

第5節 緊急需給調整特別対策事業

（事業の内容）

第70条 緊急需給調整特別対策事業は、要綱第2の3の計画的生産出荷の取組を的確に実施した上で、一時的な出荷の集中により、なお価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける指定果実出荷事業者に対して都道府県法人が補給金を交付するのに要する経費を本会が補助する事業とする。

（対象果実）

第71条 この事業の対象となる果実は、一旦生食用として選果場に出荷され選別された指定果

実であって、価格の低下の主因となるおそれのある特定の規格の果実として全果協が定めたものとする。

(対象指定果実出荷事業者)

第72条 この事業の対象となる指定果実出荷事業者は、要綱第2の2の(3)により、都道府県の段階に設置された生産出荷団体の代表等で構成する果実生産出荷安定協議会（以下「都道府県果協」という。）から都道府県生産出荷目標の通知を受けている指定果実出荷事業者とする。

(緊急需給調整事業実施方針)

第73条 本会は、全果協から全国緊急需給調整事業実施方針（以下「全国事業実施方針」という。）の通知があった場合は、その旨を都道府県法人に通知するものとする。

2 都道府県法人及び指定果実出荷事業者は、都道府県果協が作成した都道府県緊急需給調整事業実施方針の通知を受けるものとする。

(緊急需給調整事業実施計画)

第74条 緊急需給調整事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知を受けた場合には、当該年における指定果実出荷事業者別の事業の実施に係る次に掲げる事項を定めた、緊急需給調整資金の造成の根拠となる産地緊急需給調整事業実施計画（以下「産地事業実施計画」という）を作成し、都道府県法人の承認を受けるものとする。

ア 対象とする品目に関する事項

イ 指定果実出荷事業者に関する事項

ウ 推進体制に関する事項

エ 取組の実績の確認及び報告に関する事項

オ 対象となる果実の加工に係る選果場及び加工工場の選定に関する事項

カ 対象とする果実の数量に関する事項

キ 緊急需給調整資金の拠出に関する事項

ク その他この事業の実施に関し必要な事項

(2) 都道府県法人は、前号の産地事業実施計画を承認しようとする場合は、次に掲げる事項を定めた緊急需給調整資金の造成の根拠となる都道府県緊急需給調整事業実施計画（以下「都道府県事業実施計画」という。）として取りまとめ、都道府県知事と調整の上、あらかじめ本会与協議を行うものとする。

ア 対象とする品目に関する事項

イ 指定果実出荷事業者に関する事項

ウ 推進体制に関する事項

エ 取組の実績の確認及び報告に関する事項

オ 対象となる果実の加工に係る選果場及び加工工場の選定に関する事項

カ 対象とする果実の数量に関する事項

キ 緊急需給調整資金の拠出に関する事項

ク その他この事業の実施に関し必要な事項

- (3) 本会は、前号により協議された都道府県事業実施計画が前条の全国事業実施方針に即していると同認められるときは、速やかにこれを承認するものとする。
- (4) 本会は、前号により承認する旨を回答した場合には、当該計画及び回答の内容を生産局長に報告するものとする。
- (5) 第1号から前号までの規定は、産地事業実施計画の変更について準用する。

(事業の発動)

第75条 本会は、全果協から事業の発動の通知があった場合は、その旨を都道府県法人に通知するものとする。

- 2 都道府県法人及び指定果実出荷事業者は、都道府県果協から事業の発動の通知を受けるものとする。

(緊急需給調整の実行)

第76条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第74条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め（以下「数量契約」という。）を行うものとする。

(緊急需給調整資金の造成)

第77条 都道府県法人は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、都道府県等からの助成金とあわせてあらかじめ緊急需給調整資金を造成するものとする。

- 2 前項の緊急需給調整資金の額は、実施細則で定めるものとする。

(指定果実出荷事業者に対する補給金の交付)

第78条 都道府県法人は、指定果実出荷事業者からの申請により補給金を交付するものとする。

- 2 本会は、都道府県法人からの申請により、補給金を交付するのに要する経費の全部又は一部を補助するものとする。
- 3 第1項の補給金の額は、実施細則で定めるものとする。

(補給金の交付申請等)

第79条 要綱第2の6の(2)のキの補給金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 指定果実出荷事業者は、事業終了後、第82条により産地調整実績報告が承認されたときは、都道府県法人に補給金交付申請書を提出するものとする。
- (2) 都道府県法人は、第1号により指定果実出荷事業者から補給金の交付申請があった場合には、内容を審査した上、補給金の交付を決定するものとし、補給金を決定したときには補給金交付決定通知書をもって指定果実出荷事業者に通知するものとする。
- (3) 前2号の規定は、補給金交付申請を変更する場合について準用する。
- (4) 都道府県法人は、補助金の申請を行う場合は、都道府県調整実績報告を作成の上、負担金等による資金の造成額を証する書類を添付するものとする。

(補助金の額)

第80条 本会が都道府県法人の資金造成に対して交付する補助金の額は、この事業で実施した緊急需給調整加工仕向量実績(kg)に、実施細則に定める単価(円/kg)を乗じた金額の2分の1以内とする。

(補助金の対象経費)

第81条 補助金の対象経費については、実施細則で定める。

(実績の報告)

第82条 指定果実出荷事業者は、事業終了後、次に掲げる事項を定めた産地調整実績報告を作成し、都道府県法人に提出するものとする。

- (1) 対象とする品目に関する事項
- (2) 指定果実出荷事業者に関する事項
- (3) 緊急需給調整加工仕向量の実績に関する事項
- (4) その他この事業の実施に関し必要な事項

2 都道府県法人は、前項により提出された産地調整実績報告が適切であると認められるときは、これを都道府県調整実績報告として取りまとめ、知事に報告の上、本会に提出するものとする。

3 本会は、前項により提出された都道府県調整実績報告が適切であると認められるときは、速やかにこれを承認するとともに、前項により提出された実績報告を取りまとめ、生産局長に提出するものとする。

4 都道府県法人は、前項により都道府県調整実績報告が承認された場合は、指定果実出荷事業者に産地調整実績報告の承認を通知するものとする。

(事業要件)

第83条 本事業による支援を受けるためには、以下に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 総出荷量が要綱第2の2の(4)の適正出荷量の範囲内であること。
- (2) 生食用出荷量が要綱第2の2の(4)の生食用の適正出荷量の範囲内であること。
- (3) 指定果実出荷事業者が要綱第2の3の(1)のアの規定に基づき生産出荷計画を作成し、都道府県法人の承認を受けていること。
- (4) 要領第1の1の(6)のウの(イ)の特定時期の出荷量が特別出荷調整目標数量の範囲内であること。
- (5) 指定果実出荷事業者が要領第1の1の(6)のウの(ウ)の特別摘果に取り組むべき面積を定めた場合、これを実施していること。

(業務方法書)

第84条 本会は、都道府県法人からこの事業の実施に係わる業務方法書の届け出を受けた場合において、次に掲げる事項が適正に定められているときは、これを受理するものとする。

- (1) 都道府県事業実施計画に関する事項
- (2) 負担金の納付に関する事項

- (3) 緊急需給調整資金の区分経理に関する事項
- (4) 補給金の交付に関する事項
- (5) その他この事業の実施に必要な事項

第6節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第85条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱第2の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

- 2 前項の果実製品の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、本会は、要綱第2の6の(3)のウの(ウ)により果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。
- 3 第1項の果実の産地廃棄に係る事業の実施者は、指定果実出荷事業者とする。ただし、当該事業者に出荷している指定果実生産者が計画的生産を的確に実施している場合に限る。

第7節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第86条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、指定果実その他果実について台風、降雪等自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合に、生産局長が別に定めるところにより被害対象果実を定めた場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、当該果実を生産、加工する生産出荷団体、果実加工業者及びその他生産局長が適当と認めた団体とする。

(補助金の交付及び額等)

第87条 本会は、要綱第2の6の(4)のエの補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、生産局長が別に定めるところによる。
- 3 本会は、要綱第2の6の(4)のオにより、事業実績報告の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第8節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 加工専用果実生産支援事業

(事業の内容等)

第88条 加工専用果実生産支援事業は、国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等を行うとともに、事業成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会、生産出荷団体、都道府県、独立行政法人、果実加工業者等とするものとする。ただし、前項の事業成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等は、本会が行うものとする。

3 第1項の事業の実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

4 第1項の事業の実施期間は、毎年度、事業実施計画の承認日から3月末までとする。ただし、事業実施者が本会以外の場合は、2月末までとする。

(補助金の交付及び額等)

第89条 本会は、要綱第4の1の(2)のエの(ア)の補助金の交付申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、要領第3の1の(1)のイの(ア)の表の補助率の欄の、本会が生産局長と協議して定める額は、実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱第4の1の(2)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第90条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組

(2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、本会に限る。

(補助金の交付及び額等)

第91条 本会は、要綱第4の1の(3)のエの(ア)及び(イ)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の1の(2)のイ及び実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、要綱第4の1の(3)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第3款 加工原料安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第92条 加工原料安定供給連携体制構築事業は、加工用果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術の導入に要する経費を交付する事業とする。

2 前項の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

(補助金の交付及び額等)

第93条 本会は、要綱第4の1の(4)のエの(ア)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の1の(3)のウの(ア)の表の補助率の欄の本会が生産局長と協議して定める額については、実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱第4の1の(4)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第9節 果実輸出支援強化事業

(事業の内容等)

第94条 果実輸出支援強化事業は、以下に掲げる事業とする。

(1) 果実効率化支援事業

国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による長時間輸送時の品質劣化防止技術等の開発に係る検討及び実証を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。

(補助金の交付及び額等)

第95条 本会は、要綱第4の2の(5)のアの補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の2のイの(ア)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3 本会は、要綱第4の2の(5)のアにより、事業実績報告兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第10節 パインアップル構造改革特別対策事業

(事業の内容等)

第96条 パインアップル構造改革特別対策事業は、次に掲げる事業を内容とする。

- (1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業として、パインアップルの品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布並びにこれに必要な施設・機械の整備を実施する優良種苗増殖事業並びに優良種苗の供給計画の作成及びその普及推進のための協議会の開催等を実施する優良種苗供給推進事業
 - (2) パインアップル産地構造改革事業として、産地における担い手の育成を図りつつ、パインアップルの作付けを生食用と加工用のバランスのとれたものに転換するため、産地構造改革検討会の開催その他推進体制を整備する推進事業及びパインアップルの生産性及び品質の向上を図るため、栽培管理方法の改善を行う栽培管理改善事業並びに加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植を行う生食用パインアップル緊急定着事業
 - (3) その他パインアップルの需給改善を図る上で必要な緊急対策事業として生産局長が別に定める事業
- 2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体その他生産局長が適当と認めた者とする。

(補助金の交付及び額等)

第97条 本会は、要綱第5の5の(1)及び(2)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、要領第4の3の(1)及び(2)で定めるとおりとする。
- 3 本会は、要綱第5の6の(1)及び(2)により、事業実績報告書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第7章 果樹農業調査研究等事業

(果樹農業調査研究等事業の内容等)

第98条 本会は、果樹農業調査研究等事業として、次に掲げる事業を実施することができる。

- (1) 国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集及び提供並びに国産果実の普及啓発を行う事業
- (2) その他本会の目的を達成するために実施する事業

2 本会は、前項の事業を実施するに当たっては、実施計画書を作成し、あらかじめ生産局長と協議するものとする。

(事業実績の報告)

第99条 本会は、果樹農業調査研究等事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、生産局

長に報告するものとする。

第8章 特認事業

(特認事業の内容等)

第100条 本会は、その他、国際化の急激な進展等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として生産局長が別に定める事業を実施することができるものとする。

(事業実績の報告)

第101条 本会は、特認事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

第9章 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業

(事業の内容等)

第102条 本会は、次に掲げる事業を実施することができる。

- (1) 日本型食生活の実践を推進するための広域的、先進的な食育活動並びに果実及び果実製品の需要の増進のための実践活動
- (2) その他消費拡大に関連する事業

第10章 都道府県推進事務費

(都道府県推進事務費の内容等)

第103条 本会は、都道府県法人等に対し、果実計画生産確認事業等の円滑な推進に資するために要する経費で別に定めるものを、都道府県推進事務費として交付する。

(実績の報告)

第104条 本会は、都道府県推進事務費を交付したときは、その実績をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

第11章 外食産業等と連携した青果物の需要拡大対策事業

(事業の内容等)

第105条 外食産業等と連携した青果物の需要拡大対策事業は、連携要綱及び連携要領に基づき、生産者と外食・加工業者等（外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政等により構成する協議会をいう。以下同じ）との連携体制を構築する事業及び外食・加工事業者等による新商品の開発（新商品開発に必要な市場調査、試作品の製造、製造機器の改良、プロモーション等を含む。以下同じ。）を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、生産者と外食・加工業者等との連携体制を構築する事業については、

本会とし、外食・加工事業者等による新商品の開発を行う事業については、外食・加工業者等とする。

3 事業の実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

(補助金の交付及び額等)

第106条 本会は、外食・加工事業者等による新商品の開発を行う事業を実施する者に対し、別に定める事業実施計画及び新商品開発等事業実施要領に基づき補助金の交付決定、補助金の額の確定及び補助金の交付を行うものとする。

2 前項に規定する事業実施計画及び新商品開発等事業実施要領は、連携要綱第3の1及び連携要領第12の1に基づき、あらかじめ生産局長の承認を受けなければならない。

第12章 本会の業務

(業務実施方針)

第107条 本会は、果実計画生産確認事業、緊急需給調整特別対策事業及び果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、生産局長と協議の上、対象果実、実施時期、実施方法（事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件）、経費その他必要な事項を定めた業務実施方針を作成するものとする。

(業務実施規程)

第108条 本会は、生産出荷安定指針が定められた場合において、果実計画生産確認事業及び果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、果振法第4条の5の規定に基づき、対象果実、実施時期、実施方法（事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件）、経費その他必要な事項を定めた業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

第13章 雑則

(報告の徴取及び閲覧)

第109条 本会は、必要があると認めるときは、補助事業に関連する必要な範囲において、都道府県法人等若しくは生産者団体等に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、又は都道府県法人等若しくは生産者団体等の事務所その他の事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

(生産局長への報告)

第110条 本会は、都道府県法人等の業務方法書の制定又は変更について受理したときは、生産局長に報告するものとする。

(仕入れに係る消費税等の扱い)

第111条 事業実施者は、本会へ交付申請書を提出するに当たって、各支援対象者等の当該補

助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額）があり、かつ、それが明らかな場合には、別に定めるところにより、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない各支援対象者等に係る部分については、この限りではない。

- 2 事業実施者は、本会へ実績報告を行う場合にあつては、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、別に定めるところにより、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施者は、本会へ実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別に定めるところにより、その金額（2により減額した場合にあつては、その金額を上回る部分の金額）を本会に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（財産処分等の手続）

第112条 事業実施者（果樹経営支援対策事業にあつては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、都道府県法人等の承認を受けなければならない。

また、都道府県法人等が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、本会の承認を受けなければならない。

- 2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認植栽若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く。）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第60条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。
- 3 事業実施者は、傾斜の緩和又は土壌土層改良を行ったことに対して補助金が交付された果樹園について、交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、移転、当該果樹園での栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。

する。

- 4 事業実施者は、第1項に定めた財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、実施細則に定める様式により、都道府県法人等に報告するものとする。

都道府県法人等は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を本会に報告するものとする。

- 5 事業実施者は、第1項に定める財産について、移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該財産の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。

- 6 第1項から第5項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、実施細則に定める様式により、事前に本会の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。

(各種施策との連携)

第113条 担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性モデル確立事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化事業の実施に当たっては事業実施者(本会を除く。)は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

(実施細則)

第114条 第18条、第22条、第27条第1号、第32条第1号、第32条第5号、第33条第1項第2号、第49条、第51条第1項、第52条第2項及び第3項、第55条、第61条、第64条、第77条第2項、第78条第3項、第80条、第81条、第89条第2項、第91条第2項、第93条第2項、第106条及び第112条第2項から第6項までに定めるもののほか、この業務方法書に掲げる業務の実施に必要な手続き及び様式については、実施細則又は新商品開発等事業実施要領で定める。

(附則) (昭和50年9月1日付け50農蚕第5448号)

この業務方法書は、農林水産省農蚕園芸局長の承認のあった日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成17年3月25日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成18年3月31日から施行する。

(附則)

1 この業務方法書の変更は、平成18年11月1日から施行する。

2 変更前の業務方法書第4条の果実生産出荷安定資金、果樹特別対策資金及びパイナップル対策資金は、平成18年4月1日から平成18年10月31日までの間においては、果樹対策資金とみなす。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成19年2月19日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成19年4月5日から施行する。
- 2 変更前の業務方法書に基づく計画生産出荷促進事業の平成18年産果実に係る業務の実施については、なお従前の例による。
- 3 変更前の業務方法書に基づく経営安定対策事業の平成17年産及び平成18年産果実に係る業務の実施については、なお従前の例による。
- 4 変更前の業務方法書に基づく果樹特別対策事業のうちかんきつ園地転換特別対策事業に係る業務の実施については、なお従前の例による。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成20年9月25日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成21年3月26日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産省生産局長の承認を受けた後、平成22年3月31日より施行する。
- 2 変更前の業務方法書に基づく果樹対策資金における業務の実施及び県基金協会の保有する交付準備金の運用益の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産省生産局長の承認を受けた後、平成23年4月1日から施行する。
- 2 県基金協会の保有する平成21年度までの交付準備金の運用により生じた利益については、本会と協議の上、県基金協会の管理運営に要する経費、県基金協会が行う果実の生産出荷安定対策の実施に必要な経費として使用することができるものとし、本会は、県基金協会から当該運用益の使途の協議を受けた場合、適正と認められるときは、これを承認するものとする。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成24年4月6日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度の果樹経営支援対策事業の整備事業計画に係る変更交付申請の手続きは、平成26年4月1日からの消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い増額となる補助金については、業務方法書第43条第6号の規定にかかわらず、実績報告兼補助金支払請求書の提出と同時に行うことができるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成26年6月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成26年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成26年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成27年4月20日（農林水産省生産局長の承認を受けた日）から施行し、平成27年4月9日から適用する。
- 2 平成27年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ、平成27年度中に、第11次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。
- 3 要領第9の1の(2)の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の(1)のイの表(2)のエに定める新技術の実証で、平成27年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成27年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
- 4 変更前の業務方法書に基づき平成26年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実加工需要対応産地育成事業のうち品質向上型及び産地安定出荷型については、事業の継続ができるものとする。
- 5 変更前の業務方法書に基づき平成26年度以前に計画承認された果実加工需要対応産地育成事業のうち加工原料用果実価格安定型については、その事業が完了するまでの間、事業の継続ができるものとする。なお、事業の実施及び交付準備金の造成及び管理については、従前の例によることとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 27年度に果樹経営支援対策事業の事業計画及び果樹未収益期間支援事業の支援対象者が承認されたもののうち、通常、28年4月以降、苗木の植栽が完了する産地において同事業計画に事業完了予定年度が28年度と記載されているものであって改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しくは新植の事業が28年4月以降、完了したもの、又は自然災害に伴う不測事態により明らかに植栽の遅れを生じた産地においてやむを得ず改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しくは新植の事業が28年4月以降に完了したものについては、当該都道府県法人等が適切と認めた場合に限り、改正後の業務方法書実施細則に定める補助率を適用することができる。
- 3 2により補助率が変更されたことに伴う、果樹経営支援対策事業の整備事業計画及び果樹未収益期間支援事業の事業対象者の承認に係る事業計画の変更並びに変更交付申請の手続きについては、業務方法書第34条第6号及び第38条第6号の規定にかかわらず、実績報告兼補助金支払請求書の提出に合わせてできるものとする。
- 4 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の1の(1)のイの表(2)のエに定める新技術の実証・普及で、平成28年

度事業計画承認以前に着手したものについては、平成28年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成29年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成29年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成30年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成30年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。